

広島県告示第 420 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 14 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	三原市沼田西町小原字袖掛 73 番地 5 株式会社やまみ 代表取締役 山名 清
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市沼田西町小原字袖掛 73 番地 5 株式会社やまみ

2 申請の内容

10 のニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 2 基を廃止し、1 基を設置する。10 のホ 飲料製造業の用に供する湯煮施設 1 基を廃止し、17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 1 基を設置し、2 基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類の、能力及び使用の方法

(その1)

種	類	10 のニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 2基 (11-1, 11-2 絞り機)
---	---	---

廃止

(その2)

種	類	10 のニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 (11-3 絞り機)		
能力 (1 時間 当 たり)		豆乳を絞る能力 6000L		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 30 日		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8 時間連続	
	項 目		通 常	最 大
	排 出 さ れ る 状 態 の 汚 水	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	3.8~5.4	3.8~5.4
		生物化学的酸素要求量	3500	4400
		化学的酸素要求量	3000	3500
		浮遊物質 量	1000	2000
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	30	40
		窒素含有量	190	220
		磷含有量	35	45
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		3.5	5	
汚 水 等 の 排 出 先		污水处理施設		

(その3)

種	類	10 のホ 飲料製造業の用に供する湯煮施設 (10-3 豆乳プラント)
---	---	-------------------------------------

廃止

(その4)

種	類	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設(10-3 豆乳プラント)				
能力 (1 時 間 当 たり)		大豆を煮る能力 600kg				
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに				
	工事完成予定年月日	着手後 30 日				
	使用開始予定年月日	完成後直ちに				
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時間連続			
	項 目		通常	最大		
	排出される汚水等	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		3.8~5.4	3.8~5.4	
		(単位: mg/l)	生物化学的酸素要求量		2000	3000
			化学的酸素要求量		1600	2500
			浮遊物質		1000	1500
			ノルマルヘキサン抽出物質含有量		30	40
			窒素含有量		90	120
			燐含有量		15	20
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		8.2	12.5		
汚水等の排出先		污水处理施設				

(その5)

		変更前	変更後
種	類	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 (7-2 豆乳プラント)	

工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着手後30日	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	4.7	7.3	2.4	3.7

(その5)

		変更前		変更後	
種類		17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 (7-3 豆乳プラント)			
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着手後30日	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	4.7	7.3	2.8	4.4

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年4月14日から平成20年5月7日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課並びに三原市環境政策課